



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2015年11月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

「扶養親族」とマイナンバー

税金の申告等にも利用されるマイナンバー。平成 28 年分の扶養控除申告書には、ご本人と、配偶者控除を受ける配偶者、扶養親族のマイナンバーの記入が必要です。

所得税の「扶養親族」とは誰のことでしょう（社会保険の扶養要件とは異なります）。

「生計を一にしている、年間所得 38 万円以下の親族」が扶養親族の要件です。

『親族』の範囲は？

6 親等以内の血族・3 親等以内の姻族が、所得税の扶養における「親族」の範囲です。16 歳未満の親族は所得税の扶養控除対象外ですが、申告書には記入が必要です。

『生計を一にしている』とは？

必ずしも同居している必要はありません。仕事や学校、療養のために別居していても、休日是一緒に過ごしたり、常に生活費や学費、療養費を送金したりしている場合は「生計を一にしている」と言えます。

反対に、同じ家屋で生活していても、明らかに互いに独立した生活を営んでいる場合は、生計を一にしていることにはなりません。

『年間所得 38 万円以下』とは？

収入が給与のみの場合は、年間の収入金額が 103 万円以下の人です。収入金額は、社会保険や税金を引く前の給与総額のことです。

収入が公的年金のみの場合は、年間の年金額が 158 万円以下（65 歳以上）の人です。

1 人が複数の人の扶養親族になることはできません。たとえば、共働きの夫婦が 1 人の子を扶養親族にする場合、夫婦どちらか一方の扶養にしかなりません。1 年ごとにどちらの扶養親族にするか決めることができます。

(飯田 記)

